

「赤岩荘ケアプランセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光生会が開設する「赤岩荘ケアプランセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である等（当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること）の説明を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 赤岩荘ケアプランセンター

(2) 所在地 〒440-0021 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名（常勤・兼務 介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供者 介護支援専門員 4名（常勤専従3名、常勤兼務、管理者と兼務1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、8月14日
12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 携帯電話等により、365日24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとし指定居宅介護支援計画を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 自宅、第3条に規定する事業所内等
 - (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 自宅、第3条に規定する事業所内等
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回以上
 - (5) モニタリングの結果記録 月1回モニタリングの結果を記録
 - (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画書の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けるものとする。
- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満 200円
- (2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km以上 400円

- 3 事業所は前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(事故発生時における対応)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供により事故が生じたときは、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講じて、管理者へも報告し指示を仰がねばならない。

(苦情処理)

第8条 事業所は提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情処理に関する相談担当者を配置する。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- 三 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年1回以上実施すること
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、別紙とする。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修、虐待防止対策委員会各年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修年1回
 - (4) 感染症に関する研修年1回
 - (6) 認知症に関する研修年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員は、居宅介護支援を実施する際は、身分を証する書類を携行するとともに必要に応じ提示しなければならない。
 - 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

- 附 則
- (1) この規程は、2000年4月1日より施行する。
 - (2) この規程は、2005年9月1日より施行する。
 - (3) この規程は、2005年10月21日より施行する。
 - (4) この規程は、2006年2月1日より施行する。
 - (5) この規程は、2006年4月1日より施行する。
 - (6) この規程は、2006年8月1日より施行する。
 - (7) この規程は、2006年12月11日より施行する。
 - (8) この規程は、2007年3月21日より施行する。
 - (9) この規程は、2008年6月21日より施行する。
 - (10) この規程は、2009年4月1日より施行する。
 - (11) この規程は、2009年4月21日より施行する。
 - (12) この規程は、2010年1月21日より施行する。
 - (13) この規程は、2010年3月15日より施行する。
 - (14) この規程は、2010年4月1日より施行する。
 - (15) この規程は、2013年3月11日より施行する。
 - (16) この規程は、2014年10月1日より施行する。
 - (17) この規程は、2015年4月1日より施行する。
 - (18) この規程は、2015年12月1日より施行する。
 - (19) この規程は、2016年4月1日より施行する。
 - (20) この規程は、2016年6月1日より施行する。
 - (21) この規程は、2017年2月15日より施行する。
 - (22) この規程は、2018年4月1日より施行する。
 - (23) この規定は、2022年4月1日より施行する。